連結法人に係る移転価格事務運営要領(事務運営指針)新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。 改 後 TF. 改 TF. 前 第1章 定義及び基本方針 第1章 用語の意義及び基本方針 (定義) (用語の意義) 1-1 1-1 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定 めるところによる。 めるところによる。 (1)~(4) (省略) (1)~(4) (同左) (5) 移転価格税制 措置法第68条の88の規定(第3項を除く。)をいう。 (5) 移転価格税制 措置法第68条の88の規定をいう。 (6)~(24) (省略) (6)~(24) (同左) (25) 事前確認 税務署長又は国税局長が、連結法人が採用する最も合理 (25) 事前確認 税務署長又は国税局長が、連結法人が採用する最も合理 的と認められる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等(以 的と認められる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等につ 下「独立企業間価格の算定方法等」という。)について、確認を行うこ いて、確認を行うことをいう。 とをいう。 (26) 事前確認審査 局担当課が行う事前確認の申出に係る審査をいう。 (27) 事前相談 事前確認を受けようとする連結法人が、事前確認の申出 前に、事前確認を申し出ようとする独立企業間価格の算定方法等につ いて局担当課(必要に応じて庁担当課及び庁相互協議室を含む。)と行 う相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)をいう。 (28) 局担当課 国税局課税第二部 (金沢、高松及び熊本国税局にあって は、課税部)法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課(以下「局法 人課税課」という。)又は東京国税局調査第一部国際情報第二課、大阪

国税局調查第一部国際情報課、名古屋国税局調查部国際調查課、関東

改 正 前

信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、 福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課並びに沖縄国税事務所調査 課(以下「局調査課」という。)をいう。

- (29) <u>庁担当課</u> <u>国税庁課税部法人課税課又は国税庁調査査察部調査課を</u>いう。
- <u>(30)</u> 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。
- (31) 単体指針 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)をいう。

(基本方針)

1-2

移転価格税制に係る事務については、この税制が独立企業原則に基づいていることに配意し、適正に行っていく必要がある。このため、次に掲げる基本方針に従って当該事務を運営する。

- (1)
- (2) 独立企業間価格の算定方法等に関し、連結法人の申出を受け、また、 当該申出に係る相互協議の合意がある場合にはその内容を踏まえ、事前 確認を行うことにより、当該連結法人の予測可能性を確保し、移転価格 税制の適正・円滑な執行を図る。
- (3) 移転価格税制に基づく課税により生じた国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、調査又は<u>事前確認審査</u>に当たっては、必要に応じOECD移転価格ガイドラインを参考にし、適切な執行に努める。

(26) 単体指針 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事 務運営要領の制定について」(事務運営指針)をいう。

(基本方針)

1-2

移転価格税制に係る事務については、この税制が独立企業原則に基づいていることに配意し、適正に行っていく必要がある。このため、次に掲げる基本方針に従って当該事務を運営する。

- (1)
- (2) 独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等に関し、連結法人の 申出を受け、また、当該申出に係る相互協議の合意がある場合にはその 内容を踏まえ、事前確認を行うことにより、当該連結法人の予測可能性 を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る。
- (3) 移転価格税制に基づく課税により生じた国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、調査又は<u>事前確認の審査</u>に当たっては、必要に応じOECD移転価格ガイドラインを参考にし、適切な執行に努める

(別冊の活用)

(新設)

改正後 前

1-3

別冊「連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」は、 一定の前提条件を置いた設例に基づいて移転価格税制上の取扱いを取りま とめたものである。このため、別冊で取り上げた事例以外の事例があるこ とはもとより、類似の事例であっても、前提条件が異なることにより移転 価格税制上の取扱いが異なり得ることに留意の上、これを参考にして当該 税制に係る事務を適切に行う。

第2章 調查

(調査に当たり配意する事項)

2-2

国外関連取引の検討は、連結確定申告書、個別帰属額等の届出書及び調 査等により収集した資料等を基に行う。

独立企業間価格の算定を行うまでには、個々の取引実態に即した多面的な検討を行うこととし、例えば次のような<u>方法</u>により、<u>移転価格税制上の</u>問題の有無について検討し、効果的な調査展開を図る。

- (1) 連結法人の国外関連取引に係る事業と同種で、規模、取引段階その他の内容が概ね類似する複数の非関連取引(以下「比較対象取引の候補と考えられる取引」という。)に係る利益率等の範囲内に、国外関連取引に係る利益率等があるかどうかを検討する。
- (2) 国外関連取引に係る棚卸資産等が一般的に需要の変化、製品のライフ サイクル等により価格が相当程度変動することにより、各連結事業年度 又は事業年度ごとの情報のみで検討することが適切でないと認められ る場合には、当該連結事業年度又は事業年度の前後の合理的な期間にお

第2章 調査

(調査に当たり配意する事項)

2-2

国外関連取引の検討は、連結確定申告書、個別帰属額等の届出書及び調 査等により収集した資料等を基に行う。

独立企業間価格の算定を行うまでには、個々の取引実態に即した多面的な検討を行うこととし、例えば次のような<u>検討方法</u>により、効果的な調査 展開を図る。

- (1) 連結法人の国外関連取引に係る事業と同種で、規模、取引段階その他の内容が概ね類似する複数の非関連取引(<u>比較対象取引の候補と考えられる取引</u>)に係る利益率等の範囲内に、国外関連取引に係る利益率等があるかどうかを検討する。
- (2) 国外関連取引に係る棚卸資産等が一般的に需要の変化等により価格が相当程度変動することにより、各連結事業年度又は事業年度ごとの情報のみで検討することが適切でないと認められる場合には、当該連結事業年度又は事業年度以前の合理的な期間における当該国外関連取引の

対価の額の平均値等を基礎として検討する。

改

ける当該国外関連取引<u>又は比較対象取引の候補と考えられる取引の</u> 対価の額又は利益率等の平均値等を基礎として検討する。

(役務提供)

2-8

役務提供について調査を行う場合には、次の点に留意する。

- (1) 役務提供を行う際に無形資産を使用しているにもかかわらず、当該役務提供の対価の額に無形資産の使用に係る部分が含まれていない場合があること。
 - (注) 無形資産が役務提供を行う際に使用されているかどうかについて 調査を行う場合には、役務の提供と無形資産の使用は概念的には別 のものであることに留意し、役務の提供者が当該役務提供時に措置 法通達 68 の 88(2)-3 の(8)に掲げる無形資産を用いているか、当該 役務提供が役務の提供を受ける法人の活動、機能等にどのような影 響を与えているか等について検討を行う。
- (2)

(調査において検討すべき無形資産)

2-11

調査において無形資産が連結法人又は国外関連者の所得にどの程度寄与しているかを検討するに当たっては、<u>例えば、次に掲げる重要な価値を有</u> し所得の源泉となるものを総合的に勘案することに留意する。

- <u>イ</u> 技術革新を要因として形成される特許権、営業秘密等
- <u>ロ</u> 従業員等が経営、営業、生産、研究開発、販売促進等の企業活動にお ける経験等を通じて形成したノウハウ等

(役務提供)

2-8

役務提供について調査を行う場合には、次の点に留意する。

(1) 役務提供を行う際に無形資産を使用しているにもかかわらず、当該役務提供の対価の額に無形資産の使用に係る部分が含まれていない場合があること。

正.

前

(2)

(調査において検討すべき無形資産)

2-11

調査において無形資産が連結法人又は国外関連者の所得にどの程度寄与しているかを検討するに当たっては、特許権、営業秘密等の技術革新に関する無形資産のみならず、例えば、企業の経営、営業、生産、研究開発、販売促進等の活動によって形成された、従業員等の能力、知識等の人的資源に関する無形資産並びにプロセス、ネットワーク等の組織に関する無形資産についてもその検討範囲に含め、これら所得の源泉となるものを総合

TF. 改 IF. 前 ハ 生産工程、交渉手順及び開発、販売、資金調達等に係る取引網等 的に勘案することに留意する。 なお、連結法人又は国外関連者の有する無形資産が所得の源泉となって いるかどうかの検討に当たり、例えば、国外関連取引の事業と同種の事業 を営み、市場、事業規模等が類似する法人のうち、所得の源泉となる無形 資産を有しない法人を把握できる場合には、当該連結法人又は国外関連者 の国外関連取引に係る利益率等の水準と当該無形資産を有しない法人の利 益率等の水準との比較を行うとともに、当該連結法人又は国外関連者の無 形資産の形成に係る活動、機能等を十分に分析することに留意する。 (注) 役務提供を行う際に無形資産が使用されている場合の役務提供と無 形資産の関係については、2-8(1)の(注)に留意する。 (事前確認の申出との関係) (事前確認の申出との関係) 2-21 2-21 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った連結親法人(以下「確認 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った連結親法人(以下「確認 申出連結法人」という。)又は事前確認の対象となる取引を行う連結法 申出連結法人」という。)又は事前確認の対象となる取引を行う連結法 人(以下「審査対象連結法人」という。)から事前確認審査のために収 人(以下「審査対象連結法人」という。)から事前確認の審査のために 受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該 収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当 資料を使用することについて確認申出連結法人及び審査対象連結法人 該資料を使用することについて確認申出連結法人及び審査対象連結法 の同意があるときは、この限りではない。 人の同意があるときは、この限りではない。 第3章 独立企業間価格の算定等における留意点 第3章 独立企業間価格の算定等における留意点 (差異の調整方法) (差異の調整方法) 3-1 3-1

国外関連取引と比較対象取引との差異について調整を行う場合には、例 えば次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める方法により行うことがで きることに留意する。

なお、差異の調整は、その差異が措置法第 68 条の 88 第 2 項第 1 号イに 規定する対価の額若しくは同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定又 は措置法施行令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号及び第 3 号に規定する割合の算 定に影響を及ぼすことが客観的に明らかである場合に行うことに留意する (措置法第 68 条の 88 第 2 項第 2 号イに掲げる方法において同じ。)。

(1)~(4) (省略)

(無形資産の使用を伴う国外関連取引に係る比較対象取引の選定)

<u>3-2</u>

措置法通達 68 の 88(2)-3 の規定の適用において、連結法人又は国外関連 者が無形資産の使用を伴う国外関連取引を行っている場合には、比較対象 取引の選定に当たり、無形資産の種類、対象範囲、利用態様等の類似性に ついて検討することに留意する。

(比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定)

3-3

(利益分割法における共通費用の取扱い)

3-4

利益分割法の適用に当たり、連結法人又は国外関連者の売上原価、販売 費及び一般管理費その他の費用のうち国外関連取引及びそれ以外の取引の 双方に関連して生じたもの(以下 3-4 において「共通費用」という。) があ 改 正 前

国外関連取引と比較対象取引との差異について調整を行う場合には、例 えば次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める方法により行うことがで きることに留意する。

(1)~(4) (同左)

(新設)

(比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定)

<u>3-2</u>

(利益分割法における共通費用の取扱い)

3-3

利益分割法の適用に当たり、連結法人又は国外関連者の売上原価、販売 費及び一般管理費その他の費用のうち国外関連取引及びそれ以外の取引の 双方に関連して生じたもの(以下 3-3 において「共通費用」という。) があ る場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該 双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使 用人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認

められる要素の比に応じて按分し、当該国外関連取引の分割対象利益(措

置法通達 68 の 88 (4)-1 に規定する分割対象利益をいう。以下同じ。) を 計算することに留意する。

なお、分割要因(分割対象利益の配分に用いる要因をいう。)の計算を費用の額に基づいて行う場合にも、共通費用については上記に準じて計算することに留意する。

(残余利益分割法の取扱い)

<u>3–5</u>

措置法通達 68 の 88 (4) - 5 に規定する残余利益分割法の適用に当たり、分割対象利益のうち「重要な無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額」については、例えば、国外関連取引の事業と同種の事業を営み、市場、事業規模等が類似する法人(重要な無形資産を有する法人を除く。)の事業用資産又は売上高に対する営業利益の割合等で示される利益指標に基づき計算することに留意する。

(取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費) 3-6

(推定による課税を行う場合の留意事項)

<u>3-7</u>

(1) 措置法施行令第39条の112第11項第1号に掲げる方法の適用に当た

改 正 前

る場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該 双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使 用人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認 められる要素の比に応じて按分し、当該国外関連取引の分割対象利益(措 置法通達 68 の 88 (4)-1 に規定する分割対象利益をいう。以下同じ。)を 計算することに留意する。

なお、分割要因(分割対象利益の配分に用いる要因をいう。)の計算を費用の額に基づいて行う場合にも、共通費用については上記に準じて計算することに留意する。

(残余利益分割法の取扱い)

<u>3-4</u>

措置法通達 68 の 88(4)-5 に規定する残余利益分割法の適用に当たり、分割対象利益のうち「重要な無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額」については、例えば、当該国外関連取引の事業と同種で、市場、事業規模等が類似する法人(重要な無形資産を有する法人を除く。)の事業用資産又は売上高に対する営業利益の割合等で示される利益指標に基づき計算することに留意する。

(取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費) 3-5

(新設)

っては、措置法通達 68 の 88(4)-1 ないし 68 の 88(4)-5 を準用することとし、原則として連結法人及び国外関連者が属する企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類(以下「連結財務諸表等」という。)における国外関連取引に係る事業に係る営業利益又はこれに相当する金額(以下「営業利益等」という。)を同号に規定する要因で分割することにより当該連結法人及び国外関連者への配分計算を行うことに留意する。

- (注) 連結財務諸表等において国外関連取引に係る事業に係る営業利益等が他の事業に係る営業利益等と区分されていない場合には、当該国外関連取引に係る事業を含む事業に係る営業利益等に以下の口のイに対する割合を乗じて計算した金額を連結法人への配分額とすることができる。
 - <u>イ</u> 当該国外関連取引に係る事業を含む事業に係る営業利益等の 発生に企業集団が寄与した程度を推測するに足りる要因
 - <u>ロ</u> <u>イのうち当該国外関連取引に係る事業に係るものとして連結</u> 法人が寄与した程度を推測するに足りる要因
- (2) 措置法施行令第 39 条の 112 第 11 項第 4 号に掲げる方法の適用に当たっては、措置法通達 68 の 88(5)-1 を準用することに留意する。

第4章 国外移転所得金額等の取扱い

(対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い) 4-3

相互協議の合意に基づく対応的調整により減額更正を行う場合において、連結法人が減額される連結所得金額の全部又は一部を合理的な期間内

第4章 国外移転所得金額等の取扱い

(対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い)

4-3

相互協議の合意に基づく対応的調整により減額更正を行う場合において、連結法人が減額される連結所得金額の全部又は一部を合理的な期間内

に国外関連者に対して返還することとし、当該連結法人(当該連結法人が に国外関連 連結子法人である場合には、その連結親法人)が租税条約実施特例法第7 連結子法人 (組税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例))に規定 条第1項(

整に伴う返還に関する届出書」(別紙様式7))を所轄税務署長(当該 連結法人が国税局の調査課所管法人である場合にあっては所轄国税局

する更正の請求とともに、次に掲げる内容を記載した書面(「対応的調

長)に届け出た場合には、その返還することとした金額を当該国外関連 者に対する未払金として処理することに留意する。

イ~ヌ (省略)

(注)

第5章 連結法人の事前確認手続

(事前確認の方針)

<u>5–1</u>

事前確認が移転価格税制に係る連結法人の予測可能性を確保し、当該税制の適正・円滑な執行を図るための手続であることを踏まえ、我が国の課税権の確保に十分配意しつつ、事案の複雑性・重要性に応じたメリハリのある事前確認審査を的確・迅速に行う。また、事前確認手続における連結法人の利便性向上及び事前確認手続の迅速化を図るため、事前相談に的確に対応する。

(事前確認の申出)

<u>5–2</u>

(1)~(2) (省略)

改 正 前

に国外関連者に対して返還することとし、当該連結法人(当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結親法人)が租税条約実施特例法第7条第1項((取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例))に規定する更正の請求とともに、次に掲げる内容を記載した書面(「対応的調整に伴う返還に関する届出書」(別紙様式7))を所轄税務署長(当該連結法人が国税局の調査課所管法人である場合にあっては所轄国税局長)に届け出た場合には、その返還することとした金額を当該国外関連者に対する未払金として処理することに留意する。

イ~ヌ (同左)

(注)

第5章 連結法人の事前確認手続

(新設)

(事前確認の申出)

<u>5-1</u>

(1)~(2) (同左)

7 正 後

(3) 連結確認申出書の提出部数は、調査課所管法人にあっては2部(相互協議を求める場合には、3部)、調査課所管法人以外の連結法人にあっては3部(相互協議を求める場合には、4部)とする(以下 <u>5-3</u>、5-8及び5-9において同じ。)。

(資料の添付)

<u>5–3</u>

連結親法人の納税地の所轄税務署長は、確認申出連結法人に対し、連結確認申出書に次に掲げる資料を添付するよう求める。

- イ 確認対象取引及び当該確認対象取引を行う組織等の概要<u>を記載した資</u>料
- ロ 事前確認を求めようとする独立企業間価格の算定方法<u>等及び</u>それが最 も合理的であることの説明を記載した資料
- ハ 事前確認を行い、かつ、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件に関する資料
- 二 確認対象取引における取引及び資金の流れ、確認対象取引に使用される通貨の種類等確認対象取引の詳細を記載した資料
- ホ 確認対象取引に係る国外関連者(以下「当該国外関連者」という。)と 審査対象連結法人との直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係 に関する資料
- へ 確認対象取引において審査対象連結法人及び当該国外関連者が果たす 機能に関する資料

}

チ 当該国外関連者について、その所在地国で移転価格に係る調査、不服

改 正 前

(3) 連結確認申出書の提出部数は、調査課所管法人にあっては2部(相互協議を求める場合には、3部)、調査課所管法人以外の連結法人にあっては3部(相互協議を求める場合には、4部)とする(以下 <u>5-2</u>、5-8及び5-9において同じ。)。

(資料の添付)

5-2

連結親法人の納税地の所轄税務署長は、確認申出連結法人に対し、連結 確認申出書に次に掲げる資料を添付するよう求める。

- イ 確認対象取引及び当該確認対象取引を行う組織等の概要
- ロ 事前確認を求めようとする独立企業間価格の算定方法<u>及びその具体的</u> 内容等(以下「独立企業間価格の算定方法等」という。)並びに それが最 も合理的であることの説明
- ハ 事前確認を行い、かつ、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件
- ニ 確認対象取引における取引及び資金の流れ、確認対象取引に使用される通貨の種類等確認対象取引の詳細
- ホ 確認対象取引に係る国外関連者(以下「当該国外関連者」という。)と 審査対象連結法人との直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係
- へ 確認対象取引において審査対象連結法人及び当該国外関連者が果たす 機能

}

チ 当該国外関連者について、その所在地国で移転価格に係る調査、不服

申立て、訴訟等が行われている場合には、その概要及び過去の課税状況 を記載した資料

リ <u>事前確認の</u>申出に係る独立企業間価格の算定方法等を確認対象連結事業年度前3連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)に適用した場合の結果等確認申出連結法人が申し出た独立企業間価格の算定方法等を具体的に説明するために必要な資料

ヌ

(注) ト及びリに掲げる資料については、確認対象取引に係る製品のライフサイクル等を考慮した場合に、3連結事業年度分に係る資料では十分な事前確認審査を行うことができないと認められるときには、局担当課は、確認申出法人に対し、これらに加え、その前2事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合は、当該事業年度)分に係る資料の提出を求める。

(翻訳資料の添付)

<u>5-4</u>

(連結確認申出書の補正)

<u>5-5</u>

署法人課税部門(税務署の法人税の事務を所掌する部門をいう。以下同じ。)又は局調査課は、収受した連結確認申出書の記載事項について記載誤り若しくは記載漏れがないかどうか又は 5-3 に規定する資料の添付の有無等について検討し、不備がある場合には、確認申出連結法人に対して補正を求める。

改 正 前

申立て、訴訟等が行われている場合には、その概要及び過去の課税状況

リ 申出に係る独立企業間価格の算定方法等を確認対象連結事業年度前3 連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当 該事業年度)に適用した場合の結果等確認申出連結法人が申し出た独立 企業間価格の算定方法等を具体的に説明するために必要な資料

z

(翻訳資料の添付)

<u>5–3</u>

(連結確認申出書の補正)

<u>5-4</u>

署法人課税部門(税務署の法人税の事務を所掌する部門をいう。以下同じ。)又は局調査課(東京及び大阪国税局調査第一部国際情報課、名古屋国税局調査部国際調査課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課並びに沖縄国税事務所調査課をいう。以下同じ。) は、収受した連結確認申出書の

改 TF. 改 正. 後 記載事項について記載誤り若しくは記載漏れがないかどうか又は 5-2 に規 定する資料の添付の有無等について検討し、不備がある場合には、確認申 出連結法人に対して補正を求める。 (連結確認申出書の送付等) (連結確認申出書の送付等) 5-6 5-5 (1) 署法人課税部門は、収受した連結確認申出書2部(確認申出連結法人 (1) 署法人課税部門は、収受した連結確認申出書2部(確認申出連結法人 が相互協議を求めている場合には、3部)を、局法人課税課に速やかに が相互協議を求めている場合には、3部)を、局法人課税課(国税局課 送付し、局法人課税課は、うち1部(確認申出法人が相互協議を求めて 税第二部(金沢、高松及び熊本国税局においては、課税部)法人課税課 いる場合には、2部)を国税庁課税部法人課税課に、速やかに送付する。 及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下同じ。)を経由して国税庁 局調査課は、収受した連結確認申出書1部(確認申出連結法人が相互協 課税部法人課税課に、局調査課は、収受した連結確認申出書1部(確認 議を求めている場合には、2部)を国税庁調査査察部調査課に、凍やか 申出連結法人が相互協議を求めている場合には、2部)を国税庁調査査 に送付する。庁担当課は、確認申出連結法人が相互協議を求めている場 察部調査課に、速やかに送付する。庁担当課(国税庁課税部法人課税課 合については、連結確認申出書1部を庁相互協議室に回付する。 又は国税庁調査査察部調査課をいう。以下同じ。)は、確認申出連結法 人が相互協議を求めている場合については、連結確認申出書1部を庁相 互協議室(国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。以下同じ。) に回付する。

(事前確認の申出の修正)

5-8

確認申出連結法人から事前確認の申出の修正に係る書類の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は、<u>5-5 及び 5-6</u>の規定に準じて処理を行う。

(事前確認の申出の修正)

5-8

確認申出連結法人から事前確認の申出の修正に係る書類の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は、<u>5-4 及び 5-5</u>の規定に準じて処理を行う。

改正

(事前確認の申出の取下げ)

5-9

確認申出連結法人から事前確認の申出の取下書の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は、<u>5-5 及び 5-6</u>の規定に準じて処理を行う。

(事前相談)

5-10

(1) 局担当課<u>は、連結法人から事前相談</u>があった場合には、これに応ずる。 この場合、局担当課からの連絡を受け、庁担当課(相互協議を伴う事前 確認に係る相談にあっては、庁相互協議室を含む。(2)において同じ。) は、原則として、これに加わる。

なお、審査対象連結法人が連結子法人である場合の当該相談については、原則として、その連結親法人の納税地を所轄する局担当課(以下「親法人局担当課」という。)がこれに応じることとし、必要に応じ、当該連結子法人の本店等所在地を所轄する局担当課(以下「子法人局担当課」という。)は、これに加わる。

- (2) 局担当課(事前相談に加わる庁担当課を含む。)は、事前相談が事前 確認手続における連結法人の利便性向上及び事前確認手続の迅速化に資 することに留意の上、確認申出連結法人の事前確認の申出に係る事務の 軽減及び申出後の事前確認審査の円滑化が図られるよう、次の点に配意 して相談に応ずる。
 - イ 連結確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限など、事前確認手

(事前確認の申出の取下げ)

5-9

確認申出連結法人から事前確認の申出の取下書の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は、<u>5-4 及び 5-5</u>の規定に準じて処理を行う。

前

(事前相談)

5-6

局担当課<u>(局法人課税課又は局調査課をいう。以下同じ。)は、事前確認を受けようとする連結法人から事前確認を申し出ようとする独立企業間価格の算定方法等について事前確認の申出前に相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)</u>があった場合には、これに応ずる。この場合、局担当課からの連絡を受け、庁担当課(相互協議を伴う事前確認に係る相談にあっては、庁相互協議室を含む。)は、原則として、これに加わる。

なお、審査対象連結法人が連結子法人である場合の当該相談については、原則として、その連結親法人の納税地を所轄する局担当課(以下「親法人局担当課」という。)がこれに応じることとし、必要に応じ、当該連結子法人の本店等所在地を所轄する局担当課(以下「子法人局担当課」という。)は、これに加わる。

改 正 後	改正前
続に必要な事項を事前相談時に十分に説明する。	
ロ 相談対象の国外関連取引の内容を的確に把握し、事前確認の申出を	
行うかどうか、どのような申出を行うかについて当該連結法人が適切	
に判断できるよう必要な情報の提供に努める。	
(3) 局担当課は、相談を行おうとする連結法人が提示又は提出した資料の	
<u>範囲内で事前相談に応ずる。</u>	
なお、事前相談の内容に応じ必要となる資料の提示又は提出が無い場	
合には、当該連結法人に対し十分な相談に応じることができない旨を説	
<u>明する。</u>	
(4) 確認申出連結法人が連結確認申出書に5-3に規定する資料の添付を怠	
<u>った場合には、5-15(4)及び5-15(5)の規定に基づき独立企業間価格の算</u>	
定方法等を事前確認できない旨の通知を行うのであるが、事前相談にお	
いて、5-3 に規定する資料の添付に係る相談があり、連結確認申出書の	
提出期限までに当該資料の一部を提出できないことについて相当の理	
由があると認められる場合には、局担当課は、当該資料の作成に通常要	
すると認める期間(長期間を要する場合を除く。以下「提出猶予期間」と	
いう。) を限度として 5-15(4)及び 5-15(5)に規定する取扱いを行わない	
<u>ことができる。</u>	
この場合において、局担当課は、相談を行った連結法人に対し当該資	
料に係る提出猶予期間を明示するとともに、当該期間中は原則として事	
前確認審査を保留する旨を説明する。	
(<u>事前確認審査</u>)	(事前確認の申出の審査)
<u>5–11</u>	<u>5–10</u>
局担当課は、確認申出連結法人から事前確認の申出があった場合には、	局担当課は、確認申出連結法人から事前確認の申出があった場合には、

次により事前確認審査を行う。

- (1) 親法人局担当課は、事前確認の申出を受けた場合には、速やかに<u>事前</u>確認審査に着手し、事案の複雑性・困難性に応じたメリハリのある事前 確認審査等を行い、的確・迅速な事務処理に努める。また、庁担当課は、 必要に応じ<u>事前確認審査に加わり、</u>審査対象連結法人が連結子法人である場合には、必要に応じ、子法人局担当課は<u>当該事前確認審査</u>に加わる。 なお、事前確認審査を迅速に進めるためには、確認申出連結法人の協力が不可欠であることから、その旨確認申出連結法人に対し理解を求める。
- (2) 局担当課は、<u>原則として</u>2-1 及び 2-2 の規定<u>その他の第 2 章及び第 3</u> 章の規定の例により事前確認審査を行う。

なお、<u>事前確認審査</u>は、法人税に関する調査には該当しないことに留 意する。

(3) 親法人局担当課は、<u>事前確認審査のため、5-3</u>に規定する資料<u>以外の</u> 資料が必要と認められる場合には、確認申出連結法人にその旨を説明 し、当該資料の提出を求める。

なお、事前確認審査の迅速化の観点から、親法人局担当課は、当該資料の作成等に通常要する期間について当該確認申出連結法人の事情等を勘案した上で合理的と認められる当該資料の提出期限を設定する。

- (4) 親法人局担当課は、確認申出連結法人が申し出た独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められない場合には、<u>当該</u>確認申出連結法人に対し、申出の修正を求めることができる。
- (5) 庁担当課は、必要に応じ、局担当課に対し<u>事前確認審査の状況等</u>について報告を求める。

改 正 前

次により審査を行う。

(1) 親法人局担当課は、事前確認の申出を受けた場合には、速やかに<u>審査</u>に着手する。また、庁担当課は、必要に応じ審査に加わる。

<u>なお、</u>審査対象連結法人が連結子法人である場合<u>の当該審査について</u>は、必要に応じ、子法人局担当課はこれに加わる。

(2) 局担当課は、2-1 及び 2-2 の規定の例により<u>事前確認の申出の審査</u>を 行う。

なお、<u>事前確認の申出の審査</u>は、法人税に関する調査には該当しない ことに留意する。

(3) 親法人局担当課は、<u>確認申出連結法人に対し、5-2</u>に規定する資料<u>の</u> <u>ほか、事前確認の申出の審査のために必要と認められる</u>資料の提出を求 める。

- (4) 親法人局担当課は、確認申出連結法人が申し出た独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められない場合には、確認申出連結法人に対し、申出の修正を求めることができる。
- (5) 庁担当課は、必要に応じ、局担当課に対し<u>審査状況等</u>について報告を 求める。

改 正 前

(事前確認に係る相互協議)

5-12

- (1) 親法人局担当課は、確認申出連結法人が事前確認について相互協議の申立てを行っていない場合には、二重課税を回避し、予測可能性を確保する観点から、当該確認申出連結法人がどのような申出を行うかについて適切に判断できるよう必要な情報の提供等を行い、当該確認申出連結法人が相互協議を伴う事前確認を受ける意向であると確認された場合には、審査対象連結法人の国外関連取引に係る相互協議の申立てを行うよう勧しょうする。
- (2) 局担当課は、審査対象連結法人又はその国外関連者が外国の税務当局 に事前相談又は事前確認の申出を行っていることを把握した場合には、 確認申出連結法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の 申出を行うよう勧しょうする。
- (3) 親法人局担当課は、確認申出連結法人が事前確認について相互協議を求める場合には、連結確認申出書のほか、平成13年6月25日付官協1-39ほか7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針)に定める相互協議申立書を提出するよう指導する。

(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との連絡・協議)

<u>5-13</u>

確認申出連結法人が<u>事前確認</u>について相互協議を求める場合には、親法人局担当課(審査対象連結法人が連結子法人である場合で子法人局担当課が審査に加わることとなったときの当該子法人局担当課を含む。)、庁担当課及び庁相互協議室は、必要に応じ協議を行う。

この場合において、親法人局担当課は、事前確認審査を了したときには、

(事前確認に係る相互協議)

5-11

(1) 親法人局担当課は、確認申出連結法人が事前確認について相互協議の 申立てを行っていない場合には、二重課税を回避し、予測可能性を確保 する観点から、審査対象連結法人の国外関連取引に係る相互協議の申立 てを行うよう勧しょうする。

<u>また、</u>局担当課は、<u>当該</u>審査対象連結法人又はその国外関連者が外国の 税務当局に事前相談又は事前確認の申出を行っていることを把握した 場合には、確認申出連結法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は 事前確認の申出を行うよう勧しょうする。

(2) 親法人局担当課は、確認申出連結法人が事前確認について相互協議を求める場合には、連結確認申出書のほか、平成13年6月25日付官協1-39ほか7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針)に定める相互協議申立書を提出するよう指導する。

(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との連絡・協議)

<u>5–12</u>

確認申出連結法人が<u>確認</u>について相互協議を求める場合には、親法人局担当課(審査対象連結法人が連結子法人である場合で子法人局担当課が審査に加わることとなったときの当該子法人局担当課を含む。)、庁担当課及び庁相互協議室は、必要に応じ協議を行う。

この場合において、親法人局担当課は、審査を了したときには、庁担当

改正前

庁担当課を通じて事前確認の申出に対する意見を庁相互協議室に連絡し、 庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果について、庁担当 課を通じて親法人局担当課に連絡する。 課を通じて事前確認の申出に対する意見を庁相互協議室に連絡し、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果について、庁担当課を通じて親法人局担当課に連絡する。

(事前確認及び事前確認手続を行うことが適当でない場合)

<u>5–14</u>

事前確認審査に当たっては、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、それぞれ(1)又は(2)に定めるところにより適切に対応することに留意する。

(1) 例えば、次に掲げるような場合で、事前確認を行うことが適当でない と認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課(相互 協議を伴う事前確認にあっては、庁相互協議室を含む。)と協議の上、 確認申出連結法人に対して申出の修正等を求め、当該確認申出連結法人 がこれに応じない場合には、事前確認できない旨を当該確認申出連結法 人に説明する。

なお、事前相談の内容がイに掲げる場合には、相談を行った連結法人 に対し、上記の内容について説明する。

- イ 非関連者間では通常行われない形態の取引を確認対象とすること 等により、経済上の合理的な理由なく我が国での租税負担が軽減されることとなると認められる場合
- 口 確認申出法人が、事前確認審査に必要な情報を提供しない等、当該 確認申出連結法人から協力が得られないことにより、事前確認に支障 が生じている場合
- (2) 例えば、次に掲げるような場合で、事前確認審査を開始又は継続することが適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課

(新設)

改正後 前

は、庁担当課(相互協議を伴う事前確認にあっては、庁相互協議室を含む。)と協議の上、確認申出連結法人に対し、事前確認審査を開始又は 再開できる時期が到来するまでの間事前確認手続を保留する旨を説明 する。

- イ 確認申出連結法人から、移転価格税制に基づく更正等に係る取引と 同様の取引を確認対象とする申出がなされている場合において、当該 更正等に係る不服申立ての裁決若しくは決定又は裁判の確定を待っ て事前確認審査を行う必要があると認められるとき。
- 口 確認申出連結法人から、確認対象取引以外の国外関連取引に係る事 前確認の申出及び相互協議の申立てがなされている場合において、当 該相互協議の合意を待って当該確認対象取引に係る事前確認審査を 行う必要があると認められるとき。
- ハ 5-3 トかっこ書きに規定する将来の事業計画、事業予測の資料等の みでは事業活動の実態を把握できないため、確認対象取引に係る取引 実績が得られるのを待って事前確認審査を行う必要があると認めら れるとき。

(事前確認審査の結果の通知)

<u>5–15</u>

(1) 親法人局担当課は、相互協議の対象となった申出につき、庁担当課を 通じて庁相互協議室から相互協議の合意結果について連絡を受けた場 合には、当該合意結果に従い、確認申出連結法人に対し申出の修正を求 める等所要の処理を行った上で、当該合意結果に基づき事前確認する旨 を速やかに確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。

なお、審査対象連結法人が連結子法人である場合で、親法人局担当課

(審査結果の通知)

5-13

(1) 親法人局担当課は、相互協議の対象となった申出につき、庁担当課を 通じて庁相互協議室から相互協議の合意結果について連絡を受けた場 合には、当該合意結果に従い、確認申出連結法人に対し申出の修正を求 める等所要の処理を行った上で、当該合意結果に基づき事前確認する旨 を確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。

なお、審査対象連結法人が連結子法人である場合で、親法人局担当課

が相互協議の合意結果の連絡を受けたとき又は当該合意結果に基づき 事前確認するときは、当該親法人局担当課は、当該合意結果又は当該合 意結果に基づき事前確認する旨を、次に掲げる当該連結子法人の区分に 応じ、それぞれ次に掲げる部署に速やかに連絡する。

- イ 調査課所管法人の連結子法人 当該連結子法人の本店等所在地を 所轄する局調査課
- ロ 調査課所管法人以外の連結子法人 当該連結子法人の本店等所在 地を所轄する局法人課税課を経由して当該連結子法人の本店等所在 地を所轄する署法人課税部門
- (2) 親法人局担当課は、相互協議の対象となった申出につき、庁担当課を 通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立しなかった旨の連絡を 受けた場合には、確認申出連結法人から申出を取り下げるか又は相互協 議によることなく事前確認を求めるかについて意見を聴取し、5-9 又は 5-15(3)若しくは5-15(4)に定める処理を速やかに行う。

この場合において、審査対象連結法人が連結子法人であるときは、親 法人局担当課は、5-15(1)の規定に準じて所要の連絡を行う。

- (3) 親法人局担当課は、相互協議を求めていない申出につき、<u>事前確認審</u> <u>本</u>の結果、申出に係る独立企業間価格の算定方法等が最も合理的である と認められる場合には、当該独立企業間価格の算定方法等を事前確認す る旨を<u>速やかに</u>確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。 この場合において、審査対象連結法人が連結子法人であるときは、親 法人局担当課は、5-15(1)の規定に準じて所要の連絡を行う。
- (4) 親法人局担当課は、<u>事前確認審査</u>の結果、申出に係る独立企業間価格 の算定方法等が最も合理的であると認められない場合、確認申出連結法 人が 5-3 に規定する資料の添付を怠った場合、5-11(3)の資料の提出に

が相互協議の合意結果の連絡を受けたとき又は当該合意結果に基づき 事前確認するときは、当該親法人局担当課は、当該合意結果又は当該合 意結果に基づき事前確認する旨を、次に掲げる当該連結子法人の区分に 応じ、それぞれ次に掲げる部署に連絡する。

- イ 調査課所管法人の連結子法人 当該連結子法人の本店等所在地を 所轄する局調査課
- ロ 調査課所管法人以外の連結子法人 当該連結子法人の本店等所在 地を所轄する局法人課税課を経由して当該連結子法人の本店等所在 地を所轄する署法人課税部門
- (2) 親法人局担当課は、相互協議の対象となった申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立しなかった旨の連絡を受けた場合には、確認申出連結法人から申出を取り下げるか又は相互協議によることなく事前確認を求めるかについて意見を聴取し、5-9 又は5-13(3)若しくは5-13(4)に定める処理を行う。

この場合において、審査対象連結法人が連結子法人であるときは、親 法人局担当課は、5-13(1)の規定に準じて所要の連絡を行う。

(3) 親法人局担当課は、相互協議を求めていない申出につき、<u>審査</u>の結果、 申出に係る独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められる場合には、当該独立企業間価格の算定方法等を事前確認する旨を確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。

この場合において、審査対象連結法人が連結子法人であるときは、親 法人局担当課は、5-13(1)の規定に準じて所要の連絡を行う。

(4) 親法人局担当課は、<u>審査</u>の結果、申出に係る独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められない場合、確認申出連結法人が <u>5-2</u> <u>の</u>資料の添付を怠った場合<u>又は 5-10(3)</u>の資料の提出に応じない場合に

応じない場合又は 5-14(1)の規定に基づき事前確認できないと判断した場合には、庁担当課(相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。)と協議の上、当該独立企業間価格の算定方法等を事前確認できない旨を速やかに確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。

この場合において、審査対象連結法人が連結子法人であるときは、親 法人局担当課は、5-15(1)の規定に準じて所要の連絡を行う。

(5) 確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長は、親法人局担当課から 5-15(1)若しくは5-15(3)又は5-15(4)の連絡を受け、当該確認申出連結 法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書」(別紙様式3) 又は「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」(別 紙様式4)により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を速や かに行う。

(事前確認の効果)

<u>5-16</u>

所轄税務署長は、5-15(5)の事前確認する旨の通知を受けた連結親法人 (以下「確認連結法人」という。)が確認連結事業年度において事前確認の 内容に適合した申告を行っている場合には、事前確認を受けた国外関連取 引(以下「確認取引」という。) は独立企業間価格で行われたものとして取 り扱う。

なお、事前確認時に既に経過した確認対象連結事業年度がある場合において、当該確認対象連結事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認連結法人が提出する修正申告書は、国税通則法第65条(過少申告加算税)第5項に規定する「更正があるべきことを予知してされたも

改正前

は、当該独立企業間価格の算定方法等を事前確認できない旨を確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。

この場合において、審査対象連結法人が連結子法人であるときは、親 法人局担当課は、5-13(1)の規定に準じて所要の連絡を行う。

(5) 確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長は、親法人局担当課からの 審査結果の連絡を受け、当該確認申出連結法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書」(別紙様式3)又は「独立企業間価格の 算定方法等の確認ができない旨の通知書」(別紙様式4)により事前確 認する旨又は事前確認できない旨の通知を行う。

(事前確認の効果)

5-16

所轄税務署長は、<u>確認連結法人</u>が確認連結事業年度において事前確認 の内容に適合した申告を行っている場合には、<u>確認取引</u>は独立企業間価 格で行われたものとして取り扱う。 改 正 後 立 前

の」には該当しないことに留意する。

(報告書の提出)

5-17

確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長は、<u>確認連結法人</u>に対し、<u>確認取引</u>に係る各連結事業年度(以下「確認連結事業年度」という。)の連結確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期間内に、次の事項を記載した報告書を提出するよう求める。

なお、報告書の提出部数は、調査課所管法人にあっては、2部、調査課 所管法人以外の連結法人にあっては、3部とする。

イ~ハ (省略)

ニ 確認取引の結果が事前確認の内容に適合しなかった場合に、確認取引に係る連結法人が行った <u>5-19</u>に規定する価格の調整の説明

ホ~へ (省略)

(報告書の取扱い)

<u>5–18</u>

- (1) 確認連結法人から、<u>5-17</u>に定める報告書の提出があった場合には、署 法人課税部門又は局調査課は 5-5 及び 5-6 の規定に準じて処理を行う。
- (2) 親法人局担当課は、報告書等から、事前確認の内容に適合した申告が 行われているかどうかを検討する。また、確認取引に係る連結法人が連 結子法人である場合には、必要に応じ、子法人局担当課が当該報告書等 の検討を行い、その検討結果を親法人局担当課に連絡する。

(報告書の提出)

5-14

確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長は、<u>事前確認の通知を受けた</u>連結親法人(以下「確認連結法人」という。)に対し、<u>事前確認を受けた国外関連取引(以下「確認取引」という。</u>に係る各連結事業年度(以下「確認連結事業年度」という。)の連結確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期間内に、次の事項を記載した報告書を提出するよう求める。

なお、報告書の提出部数は、調査課所管法人にあっては、2部、調査課 所管法人以外の連結法人にあっては、3部とする。

イ~ハ (同左)

ニ 確認取引の結果が事前確認の内容に適合しなかった場合に、確認取引に係る連結法人が行った <u>5-17</u> に規定する価格の調整の説明

ホ~へ (同左)

(報告書の取扱い)

5-15

- (1) 確認連結法人から、<u>5-14</u>に定める報告書の提出があった場合には、署 法人課税部門又は局調査課は 5-4 及び 5-5 の規定に準じて処理を行う。
- (2) 親法人局担当課は、報告書等から、事前確認の内容に適合した申告が 行われているかどうかを検討する。また、確認取引に係る連結法人が連 結子法人である場合には、必要に応じ、子法人局担当課が当該報告書等 の検討を行い、その検討結果を親法人局担当課に連絡する。

TF. 改 IF. 前 報告書等の検討は、法人税に関する調査に該当することに留意し、局 担当課は、報告書等の検討に際してその旨を確認連結法人に説明する。 また、局担当課は、報告書等を検討した結果、事前確認の内容に適合し た申告が行われておらず、所得金額が過少となっている事実が判明した 場合には、確認連結法人に対し、検討の結果及び修正申告書の提出が必 要となる旨を説明する。 (注) 局担当課による報告書等の検討のための確認連結法人への臨場 又は上記事実の指摘等によって当該確認連結法人が局担当課によ る報告書等の検討があったことを了知したと認められる以前に、当 該事実が判明したことにより、5-19(2)ロの規定に基づいて当該確 認連結法人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申 告書は、国税通則法第65条(過少申告加算税)第5項に規定する 「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しない。 なお、「更正があるべきことを予知してなされたもの」に該当す るかどうかは、平成16年3月26日付課法2-7ほか3課共同「連結 法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」(事 務運営指針)に基づき判断する。 (3) 親法人局担当課は、必要に応じ、報告書等の検討結果を庁担当課に報 なお、親法人局担当課は、必要に応じ、庁担当課に検討結果を報告し、 相互協議の合意が成立した事案について、庁担当課を通じて検討結果を 告し、相互協議の合意が成立した事案について、庁担当課を通じて検討 結果を庁相互協議室に連絡する。 庁相互協議室に連絡する。 (価格の調整) (価格の調整) 5-17 5-19 (1)(2) 親法人局担当課は、連結法人のその事前確認に係る価格の調整(以 (2) 親法人局担当課は、連結法人のその事前確認に係る価格の調整(以下

下「補償調整」という。)について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる処理を行うよう指導する。

イ~ハ (省略)

二 確認連結法人は、確認連結事業年度に係る確定申告後に、確定申告が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に適合していないことにより、連結所得の金額が過大となっていたことが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、<u>租税条約実施特例法</u>第7条第1項に基づき更正の請求を行うことができる。

(事前確認の改定)

5-20

確認連結法人から、確認連結事業年度のうちのいずれかの連結事業年度において、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件等について事情の変更が生じたことにより改定の申出がなされた場合には、5-1から5-19までの規定に準じて所要の処理を行う。

(事前確認の取消し)

5-21

(1) 親法人局担当課は、次のイからハまでに該当する場合には当該事実の 発生した連結事業年度以後の連結事業年度(その事業年度が連結事業年 度に該当しない場合には、当該事業年度)について、二に該当する場合 には確認連結事業年度について、事前確認を取り消す旨を確認連結法人 の納税地の所轄税務署長に連絡する。

この場合において、確認取引に係る連結法人が連結子法人であるとき

改正前

「補償調整」という。) について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる処理を行うよう指導する。

イ~ハ (同左)

二 確認連結法人は、確認連結事業年度に係る確定申告後に、確定申告が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に適合していないことにより、連結所得の金額が過大となっていたことが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に基づき更正の請求を行うことができる。

(事前確認の改定)

<u>5–18</u>

確認連結法人から、確認連結事業年度のうちのいずれかの連結事業年度において、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件等について事情の変更が生じたことにより改定の申出がなされた場合には、5-1 から 5-17 までの規定に準じて所要の処理を行う。

(事前確認の取消し)

5-19

(1) 親法人局担当課は、次のイからハまでに該当する場合には当該事実の 発生した連結事業年度以後の連結事業年度(その事業年度が連結事業年 度に該当しない場合には、当該事業年度)について、二に該当する場合 には確認連結事業年度について、事前確認を取り消す旨を確認連結法人 の納税地の所轄税務署長に連絡する。

この場合において、確認取引に係る連結法人が連結子法人であるとき

は、親法人局担当課は、5-15(1)の規定に準じて所要の連絡を行う。

イ 確認連結法人が <u>5-20</u> に規定する事情が生じたにもかかわらず事前 確認の改定の申出を行わなかった場合

口

ハ 確認連結法人が <u>5-17</u> に規定する報告書を提出しなかった場合又は 報告書に重大な誤りがあった場合

二

(2)

(3) 相互協議の合意が成立した事前確認について(1)の取消事由が生じている場合には、親法人局担当課は、庁担当課を通じ、庁相互協議室と協議し、当該事前確認につき事前確認を取り消す旨の相互協議の合意を受け、その旨を確認連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。

この場合において、確認取引に係る連結法人が連結子法人であるときは、親法人局担当課は、5-15(1)の規定に準じて所要の連絡を行う。

(4)

(事前確認の更新)

5-22

確認連結法人から事前確認の更新の申出がなされた場合には、5-1 から 5-21 までの規定に準じて所要の処理を行う。ただし、事前確認の更新の申出は、原則として確認対象連結事業年度開始の日の前日までに、連結確認申出書を連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出することにより行うものとする。

(確認対象連結事業年度前の各連結事業年度への準用)

改正前

は、親法人局担当課は、5-13(1)の規定に準じて所要の連絡を行う。

イ 確認連結法人が <u>5-18</u> に規定する事情が生じたにもかかわらず事前 確認の改定の申出を行わなかった場合

口 (同左)

ハ 確認連結法人が <u>5-14</u> に規定する報告書を提出しなかった場合又は 報告書に重大な誤りがあった場合

=

(2)

(3) 相互協議の合意が成立した事前確認について(1)の取消事由が生じている場合には、親法人局担当課は、庁担当課を通じ、庁相互協議室と協議し、当該事前確認につき事前確認を取り消す旨の相互協議の合意を受け、その旨を確認連結法人の納税地の所轄税務署長に連絡する。

この場合において、確認取引に係る連結法人が連結子法人であるときは、親法人局担当課は、5-13(1)の規定に準じて所要の連絡を行う。

(4)

(事前確認の更新)

5-20

確認連結法人から事前確認の更新の申出がなされた場合には、5-1 から 5-19 までの規定に準じて所要の処理を行う。ただし、事前確認の更新の申出は、原則として確認対象連結事業年度開始の日の前日までに、連結確認申出書を連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出することにより行うものとする。

(確認対象連結事業年度前の各連結事業年度への準用)

改 正 前

5-23

確認申出連結法人から確認対象連結事業年度における独立企業間価格の 算定方法等を確認対象連結事業年度前の各連結事業年度(その事業年度が 連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 5-23 において同 じ。)に準用したい旨の申出があった場合において、その事前確認の申出が 相互協議の申立てを伴うものであって、当該独立企業間価格の算定方法等 が、確認対象連結事業年度前の各連結事業年度においても最も合理的と認 められるときは、5-15、5-16、5-19 及び 5-21 の規定に準じて所要の処理を 行う。

(連結法人が他の連結グループに加入した場合の取扱い)

<u>5–24</u>

(1) 審査対象連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、その法人(以下「連結加入法人」という。)が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入法人に係る連結親法人の納税地の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の事前確認の継続届出書」(別紙様式6)を速やかに提出するよう求める。

なお、届出書の提出部数は、調査課所管法人にあっては、2部(当該連結親法人が相互協議を求めている場合には、3部)、調査課所管法人以外の連結法人にあっては、3部(当該連結親法人が相互協議を求めている場合には、4部)とする。

- (注) 連結申告法人以外の法人が事前確認の申出を行った後、連結納税 を開始又は連結グループに加入した場合の取扱いについては、単体 指針 5-25 の規定による。
- (2) (1)の連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、(1)に定める

5-21

確認申出連結法人から確認対象連結事業年度における独立企業間価格の 算定方法等を確認対象連結事業年度前の各連結事業 年度(その事業年度が 連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 5-21 において同 じ。)に準用したい旨の申出があった場合において、その事前確認の申出が 相互協議の申立てを伴うものであって、当該独立企業間価格の算定方法等 が、確認対象連結事業年度前の各連結事業年度においても最も合理的と認 められるときは、5-13、5-16、5-17 及び 5-19 の規定に準じて所要の処理を 行う。

(連結法人が他の連結グループに加入した場合の取扱い)

5-22

(1) 審査対象連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、その法人(以下「連結加入法人」という。)が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入法人に係る連結親法人の納税地の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の事前確認の継続届出書」(別紙様式6)を速やかに提出するよう求める。

なお、届出書の提出部数は、調査課所管法人にあっては、2部(当該連結親法人が相互協議を求めている場合には、3部)、調査課所管法人以外の連結法人にあっては、3部(当該連結親法人が相互協議を求めている場合には、4部)とする。

- (注) 連結申告法人以外の法人が事前確認の申出を行った後、連結納税 を開始又は連結グループに加入した場合の取扱いについては、単体 指針 5-23 の規定による。
- (2) (1)の連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、(1)に定める

届出書の提出があった場合には、当該税務署長は、当該届出書の写しを その連結加入法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長及 びその連結加入法人の連結親法人であった法人の納税地の所轄税務署 長に送付し、署法人課税部門又は局調査課は <u>5-5 及び 5-6</u> の規定に準じ て処理を行う。また、相互協議を求めているものについては、庁担当課 は届出書 1 部を庁相互協議室に回付する。

(3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、5-2 に規定する事前確認の申出がなされたものとして、その後については5-1から5-23までの規定を適用する。

(連結法人が連結グループから離脱等した場合の取扱い)

<u>5-25</u>

- (1)
- (2) (1)の連結離脱等法人からその納税地の所轄税務署長に対し、(1)に定める届出書の提出があった場合には、当該所轄税務署長は、当該届出書の写しを連結離脱等法人の連結親法人であった法人の納税地の所轄税務署長に送付し、署法人課税部門又は局調査課は5-5及び5-6の規定に準じて処理を行う。また、相互協議を求めているものについては、庁担当課は届出書1部を庁相互協議室に回付する。
- (3) (1)の連結離脱等法人から(1)に定める届出書の提出があった場合の 当該連結離脱等法人に係る事前確認については、当該連結離脱等法人か らその納税地の所轄税務署長に対し、単体指針 <u>5-2</u> に規定する事前確認 の申出がなされたものとして、その後については単体指針 5-1 から <u>5-25</u> までの規定を適用する。

改正前

届出書の提出があった場合には、当該税務署長は、当該届出書の写しを その連結加入法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長及 びその連結加入法人の連結親法人であった法人の納税地の所轄税務署 長に送付し、署法人課税部門又は局調査課は <u>5-4 及び 5-5</u> の規定に準じ て処理を行う。また、相互協議を求めているものについては、庁担当課 は届出書 1 部を庁相互協議室に回付する。

(3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、5-1に規定する事前確認の申出がなされたものとして、その後については5-1から5-21までの規定を適用する。

(連結法人が連結グループから離脱等した場合の取扱い)

<u>5-23</u>

- (1)
- (2) (1)の連結離脱等法人からその納税地の所轄税務署長に対し、(1)に定める届出書の提出があった場合には、当該所轄税務署長は、当該届出書の写しを連結離脱等法人の連結親法人であった法人の納税地の所轄税務署長に送付し、署法人課税部門又は局調査課は5-4及び5-5の規定に準じて処理を行う。また、相互協議を求めているものについては、庁担当課は届出書1部を庁相互協議室に回付する。
- (3) (1)の連結離脱等法人から(1)に定める届出書の提出があった場合の 当該連結離脱等法人に係る事前確認については、当該連結離脱等法人か らその納税地の所轄税務署長に対し、単体指針 <u>5-1</u>に規定する事前確認 の申出がなされたものとして、その後については単体指針 5-1 から <u>5-23</u> までの規定を適用する。

改 正 後	改 正 前
別 冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集	(新設)